

<共同研究報告>年官ノート

著者	磐下 徹
雑誌名	日本研究
巻	44
ページ	377-397
発行年	2011-10-23
その他の言語のタイトル	Commentaries on Nenkan
URL	http://doi.org/10.15055/00000479

年官ノート

磐 下 徹

はじめに

年官とは、天皇とその親族、および参議以上の公卿らを給主とし、彼らに諸国の掾・目・史生を中心とした官職の実質的な任命権を与え、希望者から任料をとって当該官職に推薦・任官させる制度のことである。

年官の基礎的研究としては、時野谷滋氏の研究が挙げられる。氏は年爵とともに、その本質を「反律令的俸禄」と位置づけ、さらに年官が九世紀から確認され、宇多朝において整備・確立されたという^①ことを指摘している。また尾上陽介氏は、給主の血縁者や身辺に仕える者を任官させる事例が多いことを指摘し、俸禄的側面のみならず、権力関係や社会関係の維持・構築など、多面的・複合的側面を有していたことを強調している。^②これらの先学は、年官の多面的な性格を明らかにした重要な成果である。しかし、前者は俸禄制度

の一つとして、後者は貴族社会の権力・社会関係にかかわるものとして年官をとらえており、意外なことに、年官が古代国家の人事権の一種である、という視点からの分析が十分ではないように思われる。

『権記』長保二年（一〇〇〇）八月二十五日条の、「任官者、国家重事也」という一条天皇の発言を俟つまでもなく、人事権が国家の在り方と深くかわるということは、時代や地域を超えた普遍性を備えている。だとすれば、年官がどのような特質を持った人事権であるのか、という点について検討を加えることは、日本の古代国家の特質を考える上で全く無意味な作業ではないだろう。

小稿では、古記録（日記）や儀式書などで、年官にかかわって登場する「公卿給」という文書に注目し、年官の人事権としての特質を考察してみたい。

第一章 「公卿給」の基礎的考察

次に掲げたのは『御堂関白記』寛弘五年（一〇〇八）三月十日条である。

（前略）大外記善言申所充文下、給「公卿給」。初家請印。下「賜式部丞資業停任并（并カ）二合文」。〔後略〕

これによると、この日藤原道長は、大外記の滋野善言に所充文とともに「公卿給」を、式部丞藤原資業に「停任」と「二合」を下している。小稿で取り上げようとしている「公卿給」とは、ここに見える「公卿給」である。この「公卿給」は、「所充文」・「停任并二合文」とともに下されていることから、文書であると考えられ、後に述べるように公卿に与えられた年官を指す「公卿給」のことではない。

本章では、年官の考察の前提として、この「公卿給」の基礎的考察を行いたい。

第一節 「公卿給」の実例

前田尊経閣文庫所蔵卷子本『北山抄』卷三拾遺雜抄上（乙本）の勘物には、次のような史料が見えている（〈 〉内は割書、以下同じ）。

公卿給等

天曆三年五月二日除目

三宮御給（割書中略）「内給在二此内」。国次書レ之。」

内匠少允藤原当相（中宮当年御給。）
治部少丞藤茂世（陽成院当年——）。

加賀権掾江沼忠純（停二朱雀院承平六年内給、今年正月所レ任
日置保秀二改任。）

親王以下巡給・年給等（割書等中略）

常陸権少掾上毛野惟平（停二按察使藤原朝臣当年給二合、正

月所レ任清原興蔭二改任。）

紀伊権掾越智種実（停二故斎宮英子内親王天慶六年巡給二合、

其正月所レ任巨勢季房二改任。）

大宰主尉味真常茂（停二参議保平朝臣天慶六年給、同七年二

月所レ任佐伯助直二改任。）

筑後権掾村主実代（兵部卿親王去年巡給二合所レ任。）

権掾葛木直郷（停二齋院延長七年禊祭料、去年正月所レ任

父氏直二改任。）

豊後権掾秦脩名（尚侍藤原朝臣去年給二合、同年正月以二件

脩名二任二日向掾、今改二彼国二所レ任。）

天曆三年五月廿一日

また、『江次第鈔』卷四直物は、

一公卿給書様

年月日除目

三宮御給

官姓名（臨時内給）

親王公卿巡給年給

官姓名（権大納言藤原朝臣当年給）

年月日

という「公卿給」の書様が掲載されている。この両者を比較すると、その書様は一致し、『北山抄』に見える「公卿給等」で始まり、天曆三年（九四九）五月二十一日の日付を持つ文書が、「公卿給」の実例であることは明らかだろう（ただし「内などは後の書き入れ部分」。そして『江次第鈔』には、「公卿給」の書様に続き、

三宮御給中、内給・院宮・三后・春宮・准后等当年・臨時・未給・名替・国替已下諸官（給イ）如大間尻付任次第二書之。親王公卿巡給年給（中略）女御・親王・公卿当年・臨時・未給・名替・国替以下諸給書之。（後略）

と記し、この文書には、内給以下、公卿の年官に至るまでの全種類の年官による任官が、大間書の尻付にしたがって列記されるとしている。実際に、『北山抄』所引の天曆三年「公卿給」は、冒頭にあるように天曆三年五月二日の除目の際の年官による任官者のみを書き連ねていると考えられ、これらことから、「公卿給」が除目の際の年官による任官結果を書き連ねた文書であることが分かる。そしてこの「公卿給」は、諸々の儀式書等の直物の記載の中に散見することから、直物に関連する文書であることも知られる（次節も参照）。

したがって、しばしば混同されがちであるが、公卿を給主とした

年官の名称である「公卿給」とは全く異なるものである。小稿では、公卿の年官と区別するため、「」で括って文書としての「公卿給」を表現したいと思う。

では、この「公卿給」は、誰の手によつてどのような作成され、またどのように用いられたのだろうか。そこで次節では、儀式書類や古記録を用いながら「公卿給」の作成法・使用法を確認していきたいと思う。

第二節 儀式書・古記録に見る「公卿給」の作成法と使用法

「公卿給」は、先にも述べたように直物で用いられる文書である。直物とは、除目の結果を記した召名（清書）の誤りを正す政務で、外記が事前に誤りをまとめた勘文（直物勘文）を作成し、これをもとに陣座で上卿の指示のもと、参議が召名を訂正するという政務儀礼である。勘文以外にも、名替・国替・未給の申文も提出され、年官による任官内容の変更も行われた。また同時に、小除目（臨時除目）が行われることも多い。

その「公卿給」について、主だった儀式書類の直物の記述の中から、基礎的史料を抜粋すると次のようになる。

I 『西宮記』巻二直物

二省以除目正文、返上外記。①執筆大臣、作公卿給下

外記。②々々加檢察、勘出失錯。③大臣定日着陣、召

外記令進勘文。

II 『北山抄』 卷一 直物事 (一) 内は割書、以下同じ)

① 大臣作「公卿給」、② 副二合・停任、給「外記」。③ 二合・停任、又給「式部」。④ 二省以「召名々簿返」上外記。外記勘其失錯、儲候。⑤ 大臣(謂「行」除目「上卿」)定「日着陣」。

III 『江家次第』 卷四 直物

① ② 執筆大臣令「作」公卿給・二合・停任等「給」於外記、③ 外記作「儲直物(勘イアリ)文」。

III 『江次第鈔』 卷四 直物

執筆大臣令作公卿給云云

① 執筆大臣者、奉「仕当年除目」之上卿也。② 件二合・停任勘文、大臣家司中知「故実」者所作也。(中略)③ 二省以「召名」返上外記云云。以此公卿給「加」檢察勘「出失錯」云云。

IV 『除目抄(師弘除目抄)』

一 直物。(割註略)

① 被「行」除目「大臣」。(先作「公卿給」、② 下「外記」。③ 外記以「之」作「直物勘文」。(A 參着「仗座」。(後略)

(中略)

一 公卿給事。(割書略)

① 執筆大臣、除日月若次月之間、作「公卿給」、② 下「給大外記」。大外記召「具式部丞」參「里第」。以「上臈家司」給「之」。或召「簾下」自給「之」。六位外記參之時、以「家司」(衣冠)給「之」。③ 公卿給中(二)二合・停任卷籠(天)給「之」。式部丞

(二八)二合中(二)停任卷籠(天)給「之」、不給「公卿給」。

V 『直物抄』

公卿給并二合・停任勘文事

① 奉「仕執筆」之大臣、兼日作「件勘文」。(其跡見「第二卷」。

② 家司中知「故実」之者作「之」。治安三年小野右府令「大外記頼

隆作」之。依「家司」也。公卿給一通、二合・停任各二通也。

③ 召「外記」、給「公卿給」二合・停任勘文」。(召「里亭

給」之。大外記有「便」。

又召「式部丞」、給「二合・停任勘文」。

以上の史料から、①「公卿給」等は当年除目の執筆大臣が用意し、その大臣が直物の上卿も勤める、②外記には「公卿給」と「二合」、「停任」が、式部丞には「二合」、「停任」が下される、③「公卿給」、「二合」、「停任」は実際には大臣の家司が作成する、④外記は「公卿給」を用いて式・兵部省から返上された召名に檢察を加え、勘文(直物勘文)を作成する、という四点を指摘できる。

しかし、ここで用いた史料の成立時期は、平安室町時代にわたっており、①②の事実がいつまで遡るのかについては検討を要する。したがって古記録による実例との照合が必要となるが、「公卿給」を下すのが除目の執筆大臣であることを考えれば、対象とすべき古記録は自ずと限られる。そこで、平安中期に大臣の地位にまで至った人物の日記である、『御堂関白記』(藤原道長)、『小右記』(藤原実資)の中に見える「公卿給」関連記事をまとめたのが小稿末尾

の表である。

表を見ると、摂政が置かれている時にはやや異なるが、①の事実は明白である。

また、②に関しても、表の③・⑩・⑫・⑬・⑭の事例によって確認できる。ただし⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭では、直物終了後、式部丞に「二合」、「停任」が下されており、式部に下される二つの文書は、直物に直接かわらないと考えられよう。¹³⁾

一方、⑦では「今日直物由左中弁（一脱力）昨日所談。而其後資業云、未_レ被_レ下_二公卿給_一」とあり、直物が延期されている。つまり、直物は「公卿給」が外記に下されていることを前提に開催されるのであり、⑬・⑭では、「公卿給」を「直物料」と明記している。これらの事例から、「公卿給」は直物に先立って外記が必要とした文書だったことが確認できる。

次に⑤に関しては、⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮の事例が参考になる。これらの例では、除目で執筆を勤めた藤原実資が、大外記清原頼隆に「公卿給」を作成させ、後日改めて頼隆に「公卿給」等を下している。Vの『直物抄』も指摘するように、頼隆は実資の家司である。¹⁴⁾したがって頼隆は、まず家司として「公卿給」を作成して提出した後、改めて大外記として「公卿給」を下されているのである。このように、「公卿給」が直物の上卿を勤める大臣（執筆大臣）の家司によって作成されることも確認することができる。

さらに、これらの事例は、「公卿給」の作成材料も示している。

⑩・⑪には「大間并公卿給成文等給_二大外記頼隆_一。為_レ令_レ作_二公卿給_一」とあり、「公卿給」を作成させるにあたって、実資は頼隆に大間書と公卿給（この場合は年官を指す）による任官の成文をもとに作成されたことが分かる。また、公卿給の成文のみ用いられていることから、「公卿給」の内容が年官による任官情報であったことも確認できる。これらのことは、前節で示した天曆三年「公卿給」や「江次第鈔」の記述と一致している。

最後に⑥に関しては、⑧の事例が参考になる。これは実資が上卿を勤めた直物当日の記録であるが、

（前略）任_二勘文_一直_二召名_一。（割書略）除目清書上中納言道方卿、奉_レ仰入_二阿波介_一姓貞友。清書。依_レ不_レ書載大間、不_レ入_二公卿給_一。仍外記文義云、尻付不_レ能_二注付_一者。（後略）

という記述がみられる。直物勘文にしたがって召名の訂正が進められる中、除目清書の際に召名作成の際に追加された任官者である阿波介_二姓貞友_一が問題とされている。

『江次第』巻四除目の下名儀の記載には、

（前略）若有_二追官者_一、書_二入於清書_一。（令_下外記奉_二大間_一之時申_中其由_上）或有_下書_二入大間_一之人_上。不_レ可_レ然。（後略）

とあり、「追官者」は清書（召名）に載せるが、大間書には書き入れるべきでないとしている。⑧の場合も同様に、追官者であった阿波介_二姓貞友_一は大間書に追記されず、したがって、大間書をもとに

作られる「公卿給」にもその記載がなかったのである。¹⁶⁾そしてこのような事情を背景に、外記は「尻付」を「注付」できなかったと主張しているのである。

ではこの「尻付」とは何であろうか。『朝野群載』巻四朝儀上に収録される治暦三年（一〇六七）三月二十五日付の直物勘文を見ると、

（前略）太政官 左少史正六位上小槻宿祢祐俊（可下削）左右作右字上（後略）

と、召名の訂正該当部分を抜き書きし、そのあとに具体的な訂正内容を、細字双行（割書）で注記している。「尻付」とは、この注記部分のことを指しているのではないだろうか。とするならば、⑧で外記が「注付」できなかったとしているのは、具体的な訂正内容を示した割書部分ということになる。したがってこの事例から、召名の記載のうち年官による任官部分については、その誤りを具体的に提示して直物勘文を作成するには、「公卿給」が不可欠だったということを確認できるだろう。¹⁷⁾このように⑩についても、実例からその事実を確認することができる。

以上より、④～⑩にまとめた「公卿給」の作成法・使用法は、藤原道長・実資の時代には概ね確認できる。したがって、このような「公卿給」の在り方は、遅くとも十一世紀には成立していたことになる。さらに、史料Ⅰ『西宮記』や史料Ⅱ『北山抄』に、④・⑤・⑥⑩の事実が含まれていることに加え、『小右記』長和五年（一〇一六）

四月四日条（表の⑥131b）には、

（前略）撰政連府（藤原道長）使資平命云、直物令他上行之時、公卿給送上卿許、從彼下給坎、自茲可下坎。若見眞信公・清慎公（藤原忠平・実頼）御記坎。可示送者。引見御記等無所見。從撰籙御許直下給坎。大間在撰政御許。如例作公卿給下給外記坎。若被遣上卿許、必可被注其由。而無左右。亦（承平二カ）年二月廿六日、以八条大将（藤原保忠）被令行直物事。彼大将記不見其事。（後略）¹⁸⁾

と見えている。これは道長が実資に、撰政が置かれていた際の「公卿給」の取り扱いの先例（藤原忠平・実頼の例）を問い合わせた記事であるが、ここで実資は傍線部に見えるように、忠平や実頼も手元の大間書を用いて「公卿給」を作成し、外記に下したのではないかと返答している。したがって忠平や実頼の時代から「公卿給」は除目執筆のもとで作成されたと推測され、実際の作成作業を行ったのは彼らの家司であつた蓋然性は高いだろう。これらを考慮すれば、④の事実も含め、先に指摘した「公卿給」の作成法・使用法を、十世紀代まで引き上げて考えても大過ないだろう。以上が「公卿給」の作成法と使用法である。

「公卿給」の作成法・使用法をもう一度まとめると、次のようになる（小稿末尾の図参照）。

①除目の執筆大臣の家司が、大間書と年官成文をもとに、当該除

目での年官による任官者を抽出・列記する。これが「公卿給」となる。

② 執筆大臣は「公卿給」を外記に下す。

③ 外記は、召名と「公卿給」や、その他の人事関連資料（後述）を見比べ、誤りを勘出してまとめる。これが直物勘文となる。

④ 直物当日、外記は直物勘文を提出し、それにもとづいて上卿（執筆）監督のもと、参議が召名を訂正する。

以下、この「公卿給」を手がかりに、章を改めて人事権としての年官の特質を考えてみたい。

第二章 「公卿給」から見た年官の特質

本章では、前章で確認した「公卿給」の作成法・使用方法をもとに、年官の特質について考えてみたい。そこで、外記の直物勘文の作成という職務に注目したい。

直物勘文は、除目清書後（召名の作成後）、式・兵部省に保管されていた召名が外記に返却され、外記がその内容を検察して誤字・脱字などを勘出し作成されるものである。この直物勘文の作成経緯を検討し、前章で確認した「公卿給」に関する知見も参考にしながら、年官の特質を抽出していきたい。

第一節 外記の職掌と召名の検察

外記による召名の検察という職務は、何に由来するのだろうか。

本節ではこの点について考えてみたい。

そこで注目されるのは、養老職員令2太政官条である。そこには大外記の職掌として「檢『出稽失』とあり、『令集解』の同条には「一同『神祇史』也」という讚説が引用されている。そこで、養老職員令1神祇官条を見てみると、神祇大史の職掌にも大外記と同様に「檢『出稽失』が含まれている。『令集解』の引用する諸説によれば、「稽失」とは判官以上の職務上の過失を意味しており、その中でも特に「文案稽失」（新令私記・讀説）、「公文之稽失」（朱説）を指すとすの見解も見られる。

これらを参照すれば、召名という文書の誤りを検出する職務は、養老職員令の定める「檢『出稽失』」という外記の職掌に含まれると解釈できる。したがって、外記による召名の検察という職務は、令の規定に由来すると考えることができる¹⁹⁾。

さらに、平安時代の外記の役割にも注目してみたい。平安初期になると、太政官の権限が拡大し、外記の役割が重要度を増すようになることを古瀬奈津子氏は論じている。氏は除目に関しても、『伝宣草』下「一下外記宣旨」の、

凡任官之間事、一向外記所奉也。

という記載に見えるように、外記が除目関連事務の一切を担当するようになったことを指摘している²⁰⁾。したがって、除目の結果が記された召名の検察という職務は、遅くとも平安初期以降には外記の職務として定着していったと考えることができるだろう。

以上の諸点から、外記による召名の検察という職務は、令制の規定に淵源を持ち、遅くとも平安初期には外記の重要な職務の一つとして定着していったと考えることができる。そしてこのように考えると、召名の検察は直物勘文の作成という外記の職務は、律令制に根ざした太政官政務の一つとして位置づけることができるだろう。

ところで、前章で確認したように、年官による任官結果は、「公卿給」によって外記のもとに伝達されていた。それでは、年官以外の任官については、外記はどのようにして情報を得ていたのだろうか。また、年官とそれ以外とで、召名検察のための手続きに相違が見られるのだろうか。次節では、外記がどのようにして召名の検察という職務を果たしていたのかについて具体的に考察し、この点について検討してみたいと思う。

第二節 外記による召名の検察方法

外記はどのようにして召名の検察を行っていたのだろうか。召名の誤りを見つけ出し、指摘するには、召名に記載されるべき内容（新たな官職と任官者の位階や姓名）の正確な情報を記した別の資料と、召名とを突き合わせる必要があるだろう。それでは外記は一体どのような資料をもとに召名の検察、ひいては直物勘文の作成を行っていたのだろうか。本節ではこの点について具体的に考察してみたい。ここでまず注目されるのが、前章で考察した「公卿給」である。この文書は、直物に先立って外記が必要とした文書で、その内容

は、除目における年官による任官結果だった。そして、これをもとに直物勘文が作られていたことは、儀式書や古記録から確認されるところである。したがって外記は、召名の年官による任官記載部分については、「公卿給」と召名を突き合わせることでその誤りを勘出していたと考えることができる。それでは、年官による任官以外の記載については、何を参照にその誤りを勘出していたのだろうか。そこで後世の史料であるが（鎌倉末～南北朝期）、『伝宣草』の記述に注目したい。同書下「下式部省宣旨」の中には、「直物時文官勘文事」というものが見えている。武官についての同様の記載が「下兵部省宣旨」の中にも見られるが、直物に際し、人事担当官司である式・兵部省に勘文の提出を求めるような命令が出されていたと解することができる。

『伝宣草』からは、宣旨の具体的内容を知ることにはできないが、素直に解釈すれば、式・兵部省に対し、直物で必要とされる情報が記載された文・武官に関する勘文の提出を命じているということになるだろう。とすれば、直物に必要な情報は召名の誤りを勘出するのに必要な情報、即ち、新任者の正確な官位姓名の記載などについての情報提供が命じられたと考えられないだろうか。もしそうであれば、この勘文によってもたらされた情報が、外記による召名の検察に用いられた可能性を想定できるが、確証はない。また、そもそも式・兵部省は、外記の検察の材料たり得るような人事関連資料を有していたのだろうか。

そこで、『類聚符宣抄』巻八任符に収録される次の宣旨に注目してみたい。

但馬守藤原朝臣忠憲（召名注「忠制」）

備中権介弓削宿祢秋佐（召名無「宿祢字」）

右民部卿中納言宣、件人等召名未「改正」之間、且印「其任符」。

仁和元年三月五日

大外記高丘五常*

これは召名の記載に誤りのあった国司任官者について、その誤りを正した上で任符の請印を行うよう命じた宣旨である。ここで注目すべきは、この宣旨が傍線部にあるように「召名未「改正」之間」、即ち直物以前に下されていることである。つまり、直物以前にすでに召名の誤りが把握されているのである。では、どのような経緯で召名の誤りが把握されていたのだろうか。この点について、任符の発給過程から考えてみたい。

任符の発給に関しては、西本昌弘氏や市大樹氏が、『西宮記』巻二除目の、

召名、二省以「正文」上「外記」。写「一通」、上「任符所」、又写「

一通」進「藏人所」。

や、延喜式部上式23除目簿案条の、

凡除目簿案一通、除目後五日内加勘合進「弁官」。

という記載をもとに、弁官管下の任符所において召名をもとに作成し、発給していたことを明らかにしている⁽²⁾。これによれば、式・兵部省から外記や弁官（任符所）などに召名（やその写し）を提出す

る際や、実際に任符を作成する過程で、召名の誤りが把握され得たのではないだろうか。延喜式文にあるように、除目簿案「召名の写し」が「勘合」を加えた上で弁官に進上されていることを見逃してはならない。このことは、式部省や兵部省といった人事担当官司には、召名の「勘合」に堪えるだけの情報、即ち人事に関連する諸資料⁽²⁾が備えられていたということを意味しているだろう。また、任符の作成を担当する弁官（任符所）にも、人事関連資料が備えられていた可能性は高い。

これらの点を踏まえれば、式・兵部省は、外記が召名に檢察を加える際に使用できるような資料を保有していたと考えることができるだろう。また、外記局同様、太政官事務を担当する弁官局にも、人事関連資料が備えられていたようであることや、そもそも平安初期以降、外記が除目関連事務の一切を担当するようになったという先学の指摘を念頭に置けば、外記局にも式・兵部省同様の人事関連資料が備えられていたと考える余地は十分にある。

したがって、召名の年官以外の任官記載については、弁官や外記自身が保有していた人事関連資料、あるいは式・兵部省から提供された資料を、召名と突き合わせながらその誤りを勘出し、外記は直物勘文を作成していたと考えられるだろう。そしてここで確認しておきたいのは、年官以外の任官記載に関しては、弁官や外記、式・兵部省といった律令太政官制の内部においてその業務が完結していたと看做すことができるということである。

一方、年官による任官記載の檢察には「公卿給」が用いられていた。そしてこの「公卿給」とは、前章で指摘したように、除目で執筆を勤めた大臣が用意するものであり、実際には大臣家の家司によって作成されるものだった。つまり「公卿給」とは、大臣家の家政機関において作成されるべきものだったのである。しかもそれが外記に下される場所も、基本的には大臣の里第であつた。²⁵

このように、召名の年官による任官記載の檢察は、太政官制外部からの情報提供を必要としているのである。したがって、年官による任官内容の檢察という業務は、その意味では律令太政官制の枠外にあると評価し得る。しかも、直物の開催は、「公卿給」が外記に下されていることを必須条件としており（表の⑦）、直物勘文に具体的な召名の訂正内容を明記するには、「公卿給」が不可欠とされていたこと（表の⑧）などを勘案すれば、外記の召名の檢察という職務における「公卿給」の重要性は、看過し得るレベルのものではない。つまり、外記による召名の檢察という同一の職務であつても、年官による任官か、そうでないかによって、その位置づけには大きな相違が認められるのである。

以上、外記による召名の檢察という職務について検討を加えてきた。そこから明らかになったことは、まず、この職務が太政官政務の一環として令制にその淵源を持つものであるということであつた。その意味では、年官による任官であるか否かを問わず、召名の檢察結果が集約された直物勘文は律令太政官制の産物といえる。

しかし、その具体的な檢察方法に目を向けるならば、そこには大きな違いが見出される。召名の年官以外の任官記載の檢察に関しては、外記自身や弁官、式・兵部省といった律令官司内で完結するものであると考えられる。ところがこれに対し、年官による任官記載の檢察は、除目の執筆大臣の家政機関において作成される「公卿給」を不可欠とする、即ち太政官制外部の情報提供を必要とするものだったのである。

このように、除目の結果（召名）を訂正する政務である直物においては、A年官以外の任官と、B年官による任官とで、召名訂正に至るまでの手続き上の相違が認められるのである。具体的にはAが太政官制内で完結するのに対し、Bは太政官制の枠外にあるという相違である。この直物における手続き上の相違は、いったい何に由来するものなのだろうか。

ここで、直物が除目の任官結果を訂正する政務であるという事実立ち戻りたい。すると、直物の手続き上に確認されるこの違いは、除目における任官の在り方そのものの違いに由来しているのではないかという仮説を立てることができる。そしてもし、この仮説が成り立つならば、「公卿給」を媒介として確認される直物における手続き上の相違は、直物のみならず除目、即ち古代国家の人事権の中における年官の特質と深くかわるものであると考えられよう。

そこで章を改め、ともに除目を構成する任官方法の一種である、頭官等と年官を具体例として採り上げ、それぞれの任官の在り方に

ついで考察し、この仮説の妥当性を検証してみたいと思う。

第三章 除目から見た年官の特質

前章では、直物（召名訂正）において確認できる、A年官以外の任官と、B年官の手続き上の相違は、除目での任官方法の違いに由来するのではないかという仮説を立てた。本章では顕官拳と年官を考察対象とし、この仮説を検証してみたい。

そもそも除目とは、四所籍や年官、顕官拳、受領拳など複数の任官方法が複合されて構成されている。今回はこのうち顕官拳をAの年官以外の任官事例として採り上げ、Bの年官との比較検討を行いたい。

第一節 顕官拳

顕官拳とは、外記や史、式部・民部丞、左右衛門尉など、⁽²⁴⁾ 顕官と称される重要下級官人の任官方法のことである。⁽²⁵⁾ その手続きについては、『西宮記』巻二除目に、

拳事。(①自御簾中^レ被^レ下^レ申文。毎束付^二短尺^一。②大臣已下見下、至^二参議座^一選定。一闕三人已下申文返上。③至^二大納言座^一返下、令^二参議書^一一紙。(中略)大臣奏進、④此中依^レ仰任。(下略)

とある。これをまとめると、①顕官への任官を希望する申文が、天皇から執筆を経由して除目に参列する大臣以下の公卿等に下され

る、②大臣から順に申文を閲読し、その中から複数の候補者を選定する、③参議がその結果を一紙にまとめ、大臣が申文とともに奏上する、④その中から天皇の「仰」により任官者が確定する、となる。

つまり顕官拳とは、公卿たちによる任官希望者の審査を経た上で、その結果にもとづきながら、天皇が最終的に任官者を確定するという任官方法である。それでは、このような顕官拳はどう位置づけることができるのだろうか。

まず顕官の官職としての分類に注目してみたい。養老選叙令3任官条には、

凡任官、大納言以上、左右大弁、八省卿、五衛府督、彈正尹、大宰帥勅任。余官奏任、主政、主帳及家令等判任。舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等、式部判補。

とある。顕官がこのうちのどの任官区分に分類されるのかという点と、『令集解』同条の「余官奏任」に付せられた諸説によれば、例えば義解は、

謂、内外諸司主典以上。其郡領・軍毅亦為^二奏任^一也。

とし、また古記が、

古記云、問、余官奏任、未知、弁官・内外記・五衛府志・諸司長上・大宰典・大少毅等類若為。答、除^レ載^レ文外、皆入^二余官^一。(後略)

とあるように、顕官とされる外記や史、式部・民部丞、衛門尉も、奏任とされる「余官」に含まれると考えることができる。したがっ

て顕官拳とは、奏任の官の任官方法ということになるだろう。それでは、奏任の任官は、どのように行われていたのだろうか。

奏任の任官については、早川庄八氏により大宝令施行直後からその実質的な銓擬権が太政官によって把握されていたことが明らかにされている⁽²⁷⁾。また、選叙令集解任官条の引用する跡記が、奏任について「官任^レ定奏聞耳」と註釈していることも参照すれば、太政官による定め、即ち銓擬が行われた上でその結果が奏聞され、任官が確定するというのが、奏任の任官方法ということになるだろう。

すると先に見た、公卿たちによる任官希望者の審査を前提とし、最終的に天皇によって任官が確定されるという顕官拳の手続きは、奏任の官の任官方法として、まさに相応しいものといえるだろう。

以上を勘案すれば、顕官拳とは、選叙令の規定に則り、太政官の議政官たる公卿らの審査を経て行われる奏任の官の任官方法そのものであったと位置づけることができる。つまり顕官拳は、八世紀以来の律令太政官制的な任官方法であると結論づけることができるのである。

これに対し、年官はどのような任官方法として位置づけられるのだろうか。節を改めて検討してみたい。

第二節 年官

律令太政官制的な任官方法であった顕官拳に対し、年官による任官方法はどのように位置づけられるのだろうか。次に掲げたのは

『西宮記』卷二除目に見える年官による任官手続きである。

(前略) 院宮已下王卿給、 α 当年給一々任^レ之。(名替不^レ奏)

β 余申文随^レ趣注^二端書^一、以^三参議^一下^二外記^一。参議着^二孔雀

間^一、召^二外記^一給^レ文。外記取^二目錄^一下^二史生^一、令^レ勘^二合否^一。(後略)

年官による任官は、給主から提出された申文をもとに進められていく。年官の申文は、玉井力氏が指摘しているように、蔵人方の文書として取り扱われ、事前に天皇の御前で蔵人頭を中心に選定されてから除目の場にもたらされることになっていた⁽²⁸⁾。前掲『西宮記』によれば、除目の場における年官の申文の扱われ方には大別して二種類あることが確認できる。

まず、傍線部 α の当年給(その年度分として給主に与えられた年官)については、特別の措置がとられることなく、申文にしたがってそのまま任じられていくとされている。

これに対し波線部 β は、当年給以外の「余申文」の処理について言及している。具体的には未給や名替、国替などを申請する申文の処理について述べていることになるが、これらの場合には、申文を外記に下して勘じさせている。この外記への下勘の目的は何であるうか。

そこで注目されるのが、外記に下される前に執筆によって申文に記される「端書」である。『西宮記』や『北山抄』卷三除目事、『江家次第』卷四除目によると、未給の場合は「可^レ勘^二給否(不^一)」

名替や国替の場合は「可_レ勘_二合不_一」などといった端書が加えられるとしている。端書を見る限り、下勘の目的は、申請内容が正当であるか否か（未給であれば、申文に記された過去の年次の年官が本当に行使されていないかどうかの確認）という表面的・形式的なものにとどまっている。確かに当年給以外は、外記への下勘を経た上で任官が確定されることになっており、一見すると外記への下勘も、給主によって任官を申請された人物の審査・銓擬であるかのようにも捉えられる。しかし端書からは、そのような内容を想定することは難しく、しかも、そもそも当年給の場合は、外記へ下勘することもなく任官が確定される点を見逃してはならない。

これは、当年給が給主に付与されていることが自明であるのに対し、未給その他の場合には、事実関係の確認が必要であるという違いに由来するものであろう。つまり、外記への下勘は、飽くまで事実関係の確認であって、審査・銓擬ではないのである。もし当年給以外の場合に行われる下勘を、任官希望者の審査・銓擬と位置づけるならば、なぜ当年給の場合のみ下勘されないのか説明できないだろう。したがって、外記への下勘を年官人事における審査・銓擬と位置づけることはできない。

以上の点から、年官による任官は、前節で見た太政官の議政官たる公卿らによる銓擬を経た上で任官が確定される顕官掬とは大きく異なっている。年官の申文が蔵人方とされるのに対し、十世紀以前の顕官の申文は外記方とされ区別されていた可能性が高いという玉

井氏の指摘も考慮するならば、³⁰⁾年官による任官は、顕官掬のような律令太政官制に依拠した任官とは異質な任官方法であると位置づけることができるだろう。

さらに『康平記』（『群書類従』第二十五輯、『定家朝臣記』）康平五年（一〇六二）正月二十七日条を見ると、

（前略）件書「公卿給」のこと」須_二直物時給_レ之也。而直物已前有_二除目_一時、為_レ成_二勘文_一、外記申_レ之。随給_レ之。已恒例也。（後略）

とあり、直物以前に除目が行われる場合、外記は除目で用いる勘文の作成材料として、執筆大臣に「公卿給」を申請するとしている。これは勘文の作成に際し、「公卿給」によって以前の除目での年官による任官の正確な情報を得る必要があったからだろう。とすれば、まさに除目の最中に行われる、当年給以外の年官の申文の下勘に対し、外記は「公卿給」の情報をもとに対応していたことになる。また、仮に直物の後の除目であっても、年官による任官に関する正確な情報を、外記は「公卿給」を用いた召名の検察を通して得ていたのだから、その情報源はいずれの場合も太政官制の外部からもたらされる「公卿給」に行きつくのである。

外記への下勘により、一見すると年官も、律令太政官制の中に位置づけられているように見える。しかし、外記が下勘に対応するための情報を、どこから入手していたのかまで考慮に入れるならば、外記への下勘の事実をもってしても、年官を律令太政官制のみで位

置づけることはできないのである。

このように年官による任官方法では、太政官による実質的な銓擬を確認することができない。この点は、前節で見た顕官掬とは鮮やかな対照をなしている。年官による任官に際しては、太政官の介入する余地を見出すことは極めて困難なのである。

以上、除目を構成する任官方法のうち、顕官掬と年官を採り上げて考察した。ここから明らかになったことは、除目には、A 律令太政官制の枠内で任官が行われるもの（顕官掬）と、B 太政官の直接的な介入なしに任官が行われるもの（年官）が混在していたということである。この考察結果と、前節で見た直物における手続き上の相違 A・B との対応関係は次の通りになる。

〈直物〉

A…年官以外（太政官制的） — A…顕官掬（太政官制的）

B…年官（非太政官制的） — B…年官（非太政官制的）

したがって、前章で立てた仮説——直物の手続き上の相違は、除目における任官方法の相違に由来する——は、本節での考察を通じて確認されたといえるだろう。確かに直物自体は除目に付随する政務儀礼に過ぎないと評価することもできよう。しかし、そこから確認できる手続き上の相違は、除目における任官の在り方そのものの相違を色濃く反映しているのである。

本章までの考察により、律令太政官制のみでは包摂しきれないという年官の特質を抽出することができた。このような特質は、どの

ような意味を持つのだろうか。最後に、年官が古代国家の人事権の一部であるという点を踏まえながら、この点について若干の見通しを述べ、この雑駁なノートを締めくくることがしたい。

結びにかえて

以上、「公卿給」の基礎的考察を端緒として、年官の特質を検討した。その結果、年官は律令太政官制のみでは包摂しきれないという特質を有した人事権であることを指摘できた。それでは、このような人事権の存在は、歴史的にどのような意味を持っているのだろうか。

時野谷氏の研究によれば、年官は淳和・仁明朝の三宮給から始まり、公卿給の成立を待って、遅くとも九世紀末の宇多朝には制度的に完成し、十世紀に盛行期をむかえるという^①。したがって年官は、九世紀後半を中心に制度化が進められ、十世紀にかけて展開していった人事権だということになる。

前章までの年官に関する考察は、第一章で明らかにした「公卿給」の作成法・使用法をもとに分析を進めたものであった。そしてこれらは、十世紀代にまで遡らせることが可能であることから、「公卿給」の作成法や使用法も、年官の制度化・展開に平行して形作られていったものと考えて良いだろう。したがって、年官の非律令太政官制的な特質も、同様の過程を経て形成されていったはずである。

一方、第三章第一節でとりあげた顕官掬は、選叙令の規定に基づ

いた律令太政官制的な人事権であり、おそらく八世紀以来のものであると考えて良い。

つまり、後世、除目として一括りにされるようになるが、古代国家の人事権の在り方は決して一様ではなく、その内容は時代とともに変化しているのである。地域や時代を超えて、人事権が国家の在り方に大きな影響を及ぼすとするならば、九世紀後半以降、古代国家の人事権が、年官のような律令太政官制とは相容れない特質を持つ人事権を取り込む形で変化したことは、古代国家自体の変化を反映しているのではないだろうか。

無論、九世紀以前にも天皇や太上天皇、あるいは皇后や有力貴族らの意向による恣意的な人事は行われていたはずであり、ある面ではこれらも非律令太政官制であると評価できるかもしれない。しかし年官は、それを与えられる範囲（給主）や、各給主に与えられた給数、さらには任官の際の手続きが制度として整えられ、いわば「公然」とした存在であるという点で大きく異なっている。年官は決してイレギュラーな形ではなく、制度化された任官方法として古代国家の人事権の一角を占めているのである。このように考えると、非律令太政官制的な年官が、九世紀後半〜十世紀にかけて制度化が進められ、展開を見せたことの意味は重大である。このことは、古代国家の変化と深く結びついていたのではないだろうか。

ちょうどこの時期は、古代国家が大きな変化を遂げたとされる時期である。特に十世紀以降については、八世紀以来の律令国家が新

たな発展段階に達したとする「後期律令国家論」³²や、反対に、律令体制は崩壊し、中世的な権門体制の萌芽である「初期権門体制」が確立された時期であるとする見解³³など、様々な評価がなされている。この点を、九世紀後半以降に制度化が進み、十世紀に盛行期をむかえたとされる年官を切り口に考えてみるとどうなるだろうか。

年官は律令太政官制では包摂しきれないという特質を持った人事権であった。任官が「国家重事」であることを念頭に置けば、九世紀後半〜十世紀の古代国家は、独り律令太政官制のみで理解できるものではなかったことを意味していよう。しかしその一方で、外記による召名検察の在り方に見られるように（第二章）、年官による任官結果は、非律令太政官制的な側面を有しつつも、最終的には太政官政務の一環として処理されていたことや、年官は、頭官掬のよいうな律令太政官制的な任官とともに除目を構成していたこと（第三章）も忘れてはならない。つまり、律令太政官制的な枠組みが、全く無意味だったわけではないのである。

このように考えてみると、十世紀以降の国家を、八世紀的な律令制的中央集権国家の延長線上に認めるのか、あるいは新たな中世社会の萌芽として捉えるのかは、視点の置き方の違いに由来するもので、その違いを強調しても、本質的な議論にはならないように思われる。むしろ、九世紀後半〜十世紀には、古代から中世への過渡期として、年官の在り方や、年官を含めた当該期の人事権の構成に見られるように、八世紀以来の要素と新たな要素とが混在していると

この点を重視すべきではないだろうか。

このような過渡期の様子は、当該期の地方社会にもよく表れているように思われる。例えば、十世紀前後に成立し、在庁官人制の歴史的前提になったとされる雑色人郡司制を例示してみたい⁽³⁴⁾。これは、九世紀半ば以降にその活動が顕著になる、院官王臣家や衛府などの中央官司と結びついた地域有力者を、国司のもとに結集させ、地方行政へ登用していく制度であるが、必ずしもそこから従来の郡司が排除されているわけではない⁽³⁵⁾。旧来の譜第郡司に加えて、新たな有力者層の存在も法的に認定し、地方行政を進めていくという時期を経て、地方社会では十一世紀半ば以降、在庁官人制が展開していくのである。

叙上のような地方社会の様子は、当該期の国家の在り方と無関係であるとは考え難い。九世紀後半に制度化が進み、十世紀に盛花期を迎えた年官が、非律令太政官制的な特質を備えつつも、八世紀以来の律令太政官制と共存していることは、古代国家の過渡期の様子を、人事権という側面でもよく表現していると考えられるのではないだろうか。

以上、人事権としての年官の考察を行った。論証の内容に比べ、あまりに無謀な展望を述べたことは十分承知している。論じ残した点も非常に多く、これらは全て今後の課題とし、地道に論を詰めていきたいと思う。

もとより十分な内容をともなった研究とはいえず、ノートにもな

らないとの誇りもある。しかし、「公卿給」に関する知見や、人事権としての年官の評価については、異論はあるが、先行研究にはない新たな視点を若干ながら付け加えることができたのではないかと思っている。

ご批判は甘んじて受けたい。

〈註〉

- (1) 時野谷滋「年給制度の研究」〔律令封祿制度史の研究〕吉川弘文館、一九七七。なお時野谷氏に先行する研究としては、小中村清矩「年官年爵并成功重任考」〔陽春廬雜考〕吉川半七、一八九七、八代国治「年給考」〔国史叢説〕吉川弘文館、一九二五、初出は一九〇〇）などが挙げられる。
- (2) 尾上陽介「年官制度の本質」〔史観〕一四五、二〇〇一。
- (3) 神道大系『北山抄』所収。尊経閣善本影印集成『北山抄』（八木書店、一九九五）により一部字句等を改めた。なお卷子本巻三乙本は公任の自筆として伝来したもので、平安時代を下らない古鈔本とされる。橋本義彦『北山抄』（『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九、初出は一九九六）参照。
- (4) この点については前掲註(2)尾上論文でも指摘されている。
- (5) 『日本紀略』によるとこの日に臨時除目が行われている。なお、後述するように、「公卿給」は直物に先立って作成される文書であるが、『日本紀略』では同年五月十九日に直物が行われたとし、当該「公卿給」の五月

二十一日という日付と合わない。この近辺には他に直物開催の史料が見られないことから、どちらかの誤りと考えておきたい。

(6) なお『北山抄』には天曆三年「公卿給」に続いて、「二合」、「停任」の実例も掲げている。「二合」については『江次第鈔』に、

(前略) 親王巡給・公卿年給・未給等中、申二合者也。尻付注去年給若当年給等不レ書任人之官姓名。只書給人官姓名許也。(後略)

とあり、二合(年官として給された二分の官〔目〕と一分の官〔史生〕一名分ずつを合わせ、三分の官〔掾〕一人の任官を申請すること)を行った親王や公卿を列記するものとする。したがって、「公卿給」に記された任官の中から二合によるものを選び出し、その給主(給人)を書き出したのが「二合」ということになる。

また、「停任」についても同書は、
(前略) 院宮・親王・公卿給中、名替・国替也。(不レ書「国替」、破停者也。)五畿七道諸国次第書之。停任者依「名替」。(後略)

とし、「停任」は年官のうち名替(年官により一度任官された人物が、官職が不服であるなどの理由で任官を拒否した結果、替わりの他の人物を改めて任じること)や国替(同様の理由で人物はそのままに官職〔国〕を替えて改任すること)にかかわる文書であるとする。したがって「公卿給」の中から停任の必要のある名替などの事例を抜き出した文書ということになるだろう。

『北山抄』の引く「二合」、「停任」は年紀を欠き、これらと天曆三年「公卿給」の内容は一部対応する部分も見られるが、判断としない点も多い。

小稿では「公卿給」のみを取り上げることとし、「二合」、「停任」の検討

については今後の課題としたい。

なお二合、名替、国替の定義については前掲註(1) 時野谷論文参照。

(7) この点については、既に前掲註(2) 尾上論文でも指摘があり、『大日本史料』万寿元年(一〇二四)十二月十六日条(第二編之二十一)などでも「公卿給」の作成に関する記事を直物にかかわらせて掲出している。

なお筆者も、前掲の『御堂関白記』寛弘五年三月十日条の註釈という形で簡潔に言及したことがある(山中裕編『御堂関白記全註釈 寛弘五年』(思文閣出版、二〇〇七))。

(8) 名替・国替については、註(6) 参照。また未給とは、前年以前の行使されなかった年官によって任意の人物を申任することである。

(9) 『西宮記』卷二直物、「北山抄」卷一直物事、「江次第鈔」卷四直物など。

(10) 中原師弘編。鎌倉時代中期頃成立。時野谷滋「除目抄(師弘除目抄)」(前掲書、一九七七) 参照。

(11) 国立公文書館内閣文庫所蔵『直物事』(請求番号一四五〇三六八、文化六年写)及び『山槐記抜書』(請求番号一四四一〇三九五) 第四冊「直物一」による。これらの奥書によれば、本書は「直物抄」と称され、元来六冊本であったこと、長寛三年(一一六五)に藤原(中山)忠親によって編纂されたことが分かる。時野谷滋「直物抄」(前掲書、一九七七) 参照。

(12) なお外記や式部丞が「公卿給」等を受け取る場について、IVでは執筆大臣の里第としているが、表の⑫②や⑮①のように、陣で下された例も見られる。しかし後者の例では、「多於下家給款」とされており、里第で下すのが一般的だったようである。

(13) 「二合」、「停任」の役割・機能や「公卿給」とのかかりについては、

今後の課題としたい。

(14) 渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増補版』吉川弘文館、一九七八、初出は一九六九)。

(15) 『西宮記』卷二除目には、召名(清書)作成後「成文・大間執筆隨身」と見えており、大間書や成文は執筆が持ち帰ったことが分かる。

(16) 『除目抄(師弘除目抄)』には、「公卿給。〈信俊真人説、下名加任先可入_レ之云々。他人多不_レ入_レ之歟。〉とあり、下名の際_ニ召名作成の際の加任者については、「公卿給」に入れないのが一般的だったようである。

(17) 先に指摘したように、「公卿給」は年官による任官者を列記する文書である。たしたがって、⑧の阿波介_ハ姓貞友は、介の申任であることから臨時給による任官であったと考えられる(前掲註(一)時野谷論文参照)。

なお、本文に引用した治暦三年三月二十五日直物勘文には、年官と思しき河内大目や出雲大掾とともに、年官とは見なしがたい左少史や右近衛将曹も列挙されていることから、直物勘文は年官による任官事例についてのみ記載されるものではないことが確認できる。

(18) なおこの事例は、撰政が置かれていた時の「公卿給」の下し方に関する道長の認識を示す興味深い記事である。この事例については、機を改めて論じてみたいと思う。

(19) なお、養老職員令2太政官条の大外記の職掌「稽失検出」の文言は、大宝令にはなかった可能性も指摘されている(榎本淳二「養老令試論」(『日本律令制論集 上巻』吉川弘文館、一九九三)。しかし養老令では確認できることから、いずれにしても八世紀の比較的早い段階から、外記は「文案」、「公文」を含めた「稽失」の検出を職務としていたと考えられよう。

(20) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八、初出は一九八四)。

(21) 西本昌弘「八・九世紀の内裏任官義と可任人名簿」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七、初出一九九五)、市大樹「国司任符の発給について」(『延喜式研究』一四、一九九八)、「国司任符に関する基礎的考察」(『古文書研究』四七、一九九八)。

(22) 具体的には、各官人の正確な官位姓名の表記が分かるような資料が想定される。

(23) 註(12)参照。

(24) 『西宮記』卷二除目には「凡_レ挙、外記・史・式部民部丞・左右衛門尉也」と見えている。

(25) 顕官挙については、拙稿「郡司と天皇制」(『史学雑誌』一一六―一二、二〇〇七)においても若干の考察を加えている。あわせて参照されたい。

(26) 『北山抄』卷二除目事、『江家次第』卷四除目も参照した。

(27) 早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「銓擬」」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出は一九八四)。

(28) 玉井力a「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出は一九八四)、b「『紀家集』紙背文書について」(同書、初出は一九八四)参照。なお『西宮記』卷二除目には「蔵人頭、於御前選定申文。」と見えている。

(29) 未給、名替、国替の内容については、註(6)・(8)参照。

(30) 前掲註(28)玉井a論文。

(31) 前掲註(1) 時野谷論文。

(32) 大津透『律令国家の展開過程』(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三)、「平安中後期の国家論のために」(『日本古代史を学ぶ』岩波書店、二〇〇九、初出は二〇〇六)。

(33) 吉川真司『撰関政治の転成』(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八、初出一九九五)、「平安京」(『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、二〇〇二)。

(34) 山口英男『十世紀の国郡行政機構』(『史学雑誌』二〇〇九、一九九二)。

(35) 森公章『雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度』(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出は一九九八・一九九九)。

*史料の引用にあたっては、『御堂関白記』、『小右記』は大日本古記録、『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』は新訂増補故実叢書と神道大系、『江次第鈔』は続々群書類従、『除目抄』、『伝宣章』、『康平記』は群書類従、『朝野群載』、『類聚符宣抄』、『令集解』は新訂増補国史大系、養老令は日本思想大系『律令』を使用した。

表「御堂関白記」「小右記」に見える「公卿給」関連記事一覽

番号	出典	年月日	直前除目(執筆)	直物	内容	備考
①	〔御〕	寛弘元(一〇〇四)九十四	八・二十九(藤原道長)	一	大外記滋野善言に「公卿給」を下す。	備考 @道長邸
②	〔御〕	寛弘四(一〇〇七)正二十四	二・二十六(藤原道長)	四・二十八	大外記滋野善言に「公卿給」を下す。	@道長邸
②	〔御〕	寛弘四(一〇〇七)四・二十八	二・二十六(藤原道長)	四・二十八	直物に奉仕(上卿カ)。	@道長邸
③	〔御〕	寛弘五(一〇〇八)二十	一・二十八(藤原道長)	六・二十一	大外記滋野善言に「公卿給」を下し、式部丞藤原資業に「停任」「二合」を下す。	@道長邸
④	〔御〕	長和二(一〇二二)三十一	一・二十四(藤原道長)	四・十五	大外記菅野敦頼に「公卿給」を下す。	@道長邸カ
④	〔御〕	長和二(一〇二二)四・十五	一・二十四(藤原道長)	四・十五	直物に奉仕(上卿カ)。	
⑤	〔御〕	長和四(一〇一五)十二・十一	十二・十八(参議左大弁源道方)	十二・二十七	藤原頼任が「公卿給」を持参。	道長、左大臣・准摂政 @東宮(敦成親王)の道長宿所
⑤	〔御〕	長和四(一〇一五)十二・二十七	十二・十八(参議左大弁源道方)	十二・二十七	直物に奉仕(上卿カ)。	
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四・二	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	右大臣藤原顕光・内大臣公季に「公卿給」を送り、直物を行うよう指示。しかし兩人とも辞退。	道長、摂政・左大臣(十二・七まで)
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四・三	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	道長から上卿を依頼される。しかし先例不快として辞退する。	実資、大納言
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四・四	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	天慶年間の直物には、大中納言が上卿を勤めた例があるとす。	
⑥	〔小〕	長和五(一〇一六)四・四	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	道長から、直物の上卿を他の公卿(摂政である道長以外の公卿)に行わせる場合の「公卿給」の扱いについて問い合わせを受ける。	@道長邸(方忌光)
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四・五	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	大外記小野文義に「公卿給」を下す。摂政在職時の「前例」を示す。	
⑥	〔御〕	長和五(一〇一六)四・二十八	二・二十六(参議左大弁源道方)	四・二十八	直物が行われる。	
⑦	〔小〕	寛仁三(一〇一九)十一・二十八	〔初〕十(参議左大弁源道方)	十二・二十一	直物の予定であったが、いまだ「公卿給」が下されず。十二・二十一以降に延引。	摂政は内大臣藤原頼通
⑧	〔小〕	治安元(一〇二二)十八	八・二十九(藤原実資)	十八	直物の上卿を勤める。除目清書の際の加任者は大間書にないため、「公卿給」に記されず。また直物終了後、「停任」「二合」を陣後で式部丞藤原良任に下す。	
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二・二十五	十五(藤原実資)・十・十	十二・二十五	「公卿給」「停任」を大外記清原頼隆に下す。	@実資邸
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二・二十五	十五(藤原実資)・十・十	十二・二十五	直物の上卿を勤める。	@実資邸
⑨	〔小〕	治安三(一〇三三)十二・二十七	十五(藤原実資)・十・十	十二・二十五	式部丞源経長に「停任」を下す(除目後、可早下)。	@実資邸
⑩	〔小〕	万寿元(一〇二四)十二・二	十七(藤原実資)	十二・二十六	大間書と成文を大外記清原頼隆に下し、「公卿給」を作成させている。	頼隆は実資の家司
⑩	〔小〕	万寿元(一〇二四)十一・九	十七(藤原実資)	十二・二十六	頼隆が大間書と成文を返却。実資は「公卿給」の土代を見せるように要求。	

⑩ 3	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十	十七(藤原実資)	十二十六	「公卿給」「二合」「停任」を大外記に清原頼隆に下す。 直物の上脚を勤める。	@実資邸
⑩ 4	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十六	十七(藤原実資)	十二十六	「二合」「停任」を式部丞源則成に下す。	@実資邸?
⑩ 5	「小」	万寿元(一〇二四) 十二十九	十七(藤原実資)	十二十六	「公卿給」「二合」「停任」の三通を大外記清原頼隆に下す。	@実資邸?
⑪	「小」	万寿二(一〇二五) 三十一	二十九(藤原実資)	六・二十七	関白頼通に貸し出した大問書が返却され、それを清原頼隆に下す。また「公卿給」を作成させるため、申文・成文も下す。	当該部分「為令仰公卿申文等加給」だが、頭書「公卿給事」より「給」字を補い「為令仰公卿給申文等加給」と考えた。 凡万寿元十二・同四十二・長元二十二・五条参照
⑫ 1	「小」	万寿二(一〇二五) 十二十四	二十一(藤原実資)	—	関白頼通に貸し出して、大問書が返却され、それを大外記清原頼隆に下し、「直物料」の「公卿給」を作成させた。	@陣座
⑫ 2	「小」	万寿二(一〇二五) 十二十四	二十一(藤原実資)	—	官奏などの後、陣において「公卿給」「二合」「停任」を大外記清原頼隆に下し、陣後において「二合」「停任」を藏人式部丞源通(橘濟通カ)に下す。	@陣座
⑬ 1	「小」	万寿四(一〇二七) 二二	二十七(藤原実資)	三十六	関白頼通に貸し出した大問書が返却され、それを大外記清原頼隆に下し、「直物料」の「公卿給」を作成させた。	
⑬ 2	「小」	万寿四(一〇二七) 三十三	二十七(藤原実資)	三十六	頼隆が「公卿給」を持参。清書ののち下すこととする。	
⑬ 3	「小」	万寿四(一〇二七) 三十四	二十七(藤原実資)	三十六	「公卿給」「二合」「停任」を外記(頼隆?)に下す。	@実資邸
⑬ 4	「小」	万寿四(一〇二七) 三十五	二十七(藤原実資)	三十六	「二合」「停任」を式部丞源経任に下す。	@実資邸
⑬ 5	「小」	万寿四(一〇二七) 三十六	二十七(藤原実資)	三十六	直物の上脚を勤める。	
⑭ 1	「小」	長元二(一〇二九) 二五	二十四(藤原実資)	四十一	大問書、成文を大外記清原頼隆に下し、「公卿給」を作成させる。	
⑭ 2	「小」	長元二(一〇二九) 三二	二十四(藤原実資)	四十一	頼隆に「公卿給」「二合」「停任」を下す。	@実資邸
⑮ 1	「小」	長元四(一〇三三) 三十二	二十七(藤原教通)	三十八	内大臣藤原教通が陣の南座において「公卿給」「二合」「停任」を下した。これにつき実資「多於家下給款」。	@陣座
⑮ 2	「小」	長元四(一〇三三) 三十三	二十七(藤原教通)	三十八	先の教通の行為を、大外記小野文義も異例とする。	
⑯ 1	「小」	長元五(一〇三三) 十二二	二十六(藤原実資)	—	「公卿給」「二合」「停任」を大外記小野文義に下す。	@実資邸
⑯ 2	「小」	長元五(一〇三三) 十二四	二十六(藤原実資)	—	「二合」「停任」を式部丞藤原兼安に下す。	@実資邸?
⑯ 3	「小」	長元五(一〇三三) 十二十二	二十六(藤原実資)	—	関白頼通が、大外記小野文義に除目の執筆でない者が、直物の上脚を勤めた例を勘申するよう指示。近代にはその例見えずとする。	実資、穢により直物の上脚を勤められなくなる。
⑯ 4	「小」	長元五(一〇三三) 十二十四	二十六(藤原実資)	—	文義の勘申に対し、実資は「清慎公記」天徳四・九条に他の公卿に直物の上脚を行わせた例があるとする。また、直物のことは天皇(関白)が関与することではなく、執筆の裁量にあるとする。	

(註1) 「御」は「御堂関白記」、「小」は「小右記」を示す (註2) 除日は原則見日 (註3) 網掛け部は、摂政儀(直廬による除日)を示す